

監査公告第 14 号

定期監査結果の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定による産業振興部の定期監査を加賀市監査基準（令和 2 年加賀市監査委員告示第 1 号）に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和 4 年 2 月 24 日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 高辻 伸行

産業振興部定期監査結果報告

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査期間

令和4年1月11日から令和4年2月10日まで

第3 監査の対象

産業振興部

第4 監査の着眼点

- (1) 財務に関する事務の執行が適切かつ効率的に行われているか。
- (2) 行政事務が法令等に適合し、正確で合理的、効率的に行われているか。
- (3) 応援リフレッシュ割事業の実績・効果について、把握されているか。
- (4) 公共施設等太陽光発電設備導入における事業スキームと市との関連契約の整合性がとれているか。また、事業の効果を予測し、実効性確保につなげているか。
- (5) 飲食店等飛沫感染防止支援事業及びがんばる事業者応援事業について、コロナ禍における市内企業・事業者に対する効果的な実施内容となっているか。
- (6) 市が事務局を務める鳥獣被害対策協議会及び農業活性化協議会について、事業計画に基づき、予算の管理・執行等が適正に行われているか。
- (7) 住民監査請求のあった補助金申請に係る説明書やマニュアルが、改善されているか。
- (8) 展観施設の美術品・収蔵品の管理状況の把握及び指導に、必要な対策を講じているか。

第5 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた資料及び財務会計システムをもとに財務事務の執行状況、物品・施設の管理状況等を調査するとともに、関係職員から所管事務の執行状況について聴取した。（事情聴取の主な項目は別記のとおり）

なお、監査の期間中、必要な書類はその都度提出を受け照査を行った。

第6 監査の結果

所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行、行政事務の執行状況、所管の物品・施設の管理は概ね適正に処理されていると認められた。

なお、事務上留意すべき軽微な事項については、その都度指導したところである。

第7 留意事項

地方自治法第199条第14項の規定により、「当該監査の結果に基づき、又は当該

監査の結果を参考として措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は当該措置の内容を公表しなければならない。」とされているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。

別 記

産業振興部 定期監査 事情聴取の主な内容

1. 山代温泉財産区の収支状況について
2. 山代温泉財産区の施設・設備の修繕費の費用負担について
3. 応援リフレッシュ割事業の実績と入込客数の推移について
4. 加賀市 PR アンバサダー事業について
5. 資源ごみ還元金について
6. 公共施設等太陽光発電設備導入基本計画について
7. 産業振興行動計画について
8. 飲食店等飛沫感染防止支援事業、がんばる事業者応援事業について
9. 企業誘致活動について
10. スマート農業の推進について
11. 鳥獣被害対策協議会、農業活性化協議会について
12. 九谷磁器窯跡整備事業について
13. 補助金申請時の説明書と補助対象のチェック方法について
14. 展観施設の美術品・収蔵品の管理について